

1 2 月 6 日 (第 1 号)

# 令和3年豊能町議会12月定例会議会議録目次

令和3年12月6日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第45号議案	豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求め ることについて	4
第59号議案	動産の取得について	15

（議案提案説明）

第46号議案	豊能町税条例改正の件	5
第47号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運 営に関する基準を定める条例改正の件	5
第48号議案	豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正 の件	6
第49号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件	7
第50号議案	豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する 条例改正の件	7
第51号議案	指定管理者の指定について	7
第52号議案	豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行 について	8
第53号議案	令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回） の件	8
第54号議案	令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘	

	定補正予算（第2回）の件……………	1 2
第55号議案	令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定補正予算（第3回）の件……………	1 3
第56号議案	令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1回）の件……………	1 4
第57号議案	令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定 補正予算（第2回）の件……………	1 4
第58号議案	令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予 算（第1回）の件……………	1 4
散 会 の 宣 告	……………	1 6

## 令和3年豊能町議会12月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和3年12月6日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10 番	秋元美智子
11 番	高尾 靖子	12 番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	桑原 康男
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

## 議事日程

令和3年12月6日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 第45号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 第46号議案 豊能町税条例改正の件
- 日程第 4 第47号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 日程第 5 第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件
- 日程第 6 第49号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 日程第 7 第50号議案 豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件
- 日程第 8 第51号議案 指定管理者の指定について
- 日程第 9 第52号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 日程第10 第53号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件
- 日程第11 第54号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 日程第12 第55号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件
- 日程第13 第56号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
- 日程第14 第57号議案 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 日程第15 第58号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件
- 日程第16 第59号議案 動産の取得について

開会 午前9時30分

○議長（管野英美子君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年豊能町議会12月定例会議を開会いたします。

皆様にはマスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にもマスク着用のままでお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名の方のみ入っていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

それでは定例会議に当たりまして町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

議員の皆様、おはようございます。

令和3年豊能町議会12月定例会開会の前に、おわびをさせていただきたいと存じます。

過日、衆議院選挙の応援演説におきまして極めて不適切な部分がありました。議会並びに議員の皆様のご信頼を損ねる発言でございました。訂正し深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。議会は二代表制のもと地方公共団体の意思決定機関であります。ともに対等の立場で緊張感を持って均衡を保ちながら住民の福祉向上を図る責務を果たさなければなりません。私の発言は信託を受けられた議員の皆様を屈辱したことになり弁解の余地がありません。議員の皆様にご深くおわび申し上げます。そして職員の皆さん、町民の皆さんにご深くおわび申し上げます。申し訳ござ

いけません。今後は議員の皆様との信頼を回復し、町民の皆様のご町政に励んでまいりたいと存じます。大変申し訳ございませんでした。

令和3年豊能町議会12月定例会議開会に当たりまして、今議会には追送1件、追加1件を含む合計16件の案件を提出させていただいております。これらに先立ちまして少し御報告を申し上げます。

まず新型コロナウイルス感染症対策についてであります。住民の皆様のご感染防止の御協力により、本町におきましては9月20日以降新規感染者の確認はございません。これからは気温の低下により室内の換気が不十分になることや、年末年始を迎え社会経済活動が活発になる中での感染再拡大も警戒されている中、新たに変異の確認がされましたオミクロン株の脅威が懸念されているところでございます。これらに先立ち、新型コロナウイルスの2回とも接種された方への3回目の追加接種については、今月より順次接種券の発送を開始してまいります。本町においてはワクチン接種を開始した昨年の5月16日、その2回目は6月6日でございました。そのためその8か月後である令和4年2月が本格的な開始となると存じます。町内機関との支援とともに、今後も引き続き国や大阪府、関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対応してまいりたいと存じます。

次に、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業でございますが、プッシュ型となる支援者の方々、これは令和3年9月分の児童手当対象児童と並びに当該に属する16歳から18歳までのお子様、年内の給付に向けてお知らせを開始させていただきます。

最後に住民生活の質の向上を図る豊能スマートシティプロジェクトを大阪府、大阪

スマートシティパートナーズフォーラムとの連携により本年度より進めてまいります。その一環としてコンパクトシティプラットフォーム、このキックオフイベントを10月3日に関係企業参加のもと報道機関にも提供させていただきましたので御報告させていただきます。総務省並びに国土交通省の採択を受けた一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会により、本町をフィールドとした社会的、本格的な社会実装が始まってまいります。現在14のカテゴリからスタートし、自治体が提供するサービス、民間企業が提供するサービス、共通の都市OSでつなぎ合い、必要ときに必要なサービスが得られる仕組みを全国に先駆けて進めるものであります。豊能町の子育てしやすいまちづくり、高齢者に優しいまちづくりが加速できるものと確信をしております。どうぞ御支援賜りますようお願い申し上げます。

今定例会には、先ほども申し上げたとおり、追送1件、追加1件を含む16件を提案させていただいております。御審議賜り御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、12月定例会議の会議期間は、本日から12月17日までの12日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番・寺脇直子議員及び7番・永谷幸弘議員を指名いた

します。

日程第2「第45号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

それでは、第45号議案、豊能町教育委員会委員任命につき同意を求めることにつきまして御説明申し上げます。

経歴につきましてはお手元にお配りしている経歴書を御覧ください。

第45号議案、豊能町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本件は、本町教育委員会委員として御尽力をいただきました坂口敏子氏の任期が令和3年12月25日に満了することになりますが、引き続き坂口敏子さんに本町教育委員会委員に任命いたしたく存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより、本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第45号議案は原案のとおり同

意することに決定いたしました。

日程第3「第46号議案 豊能町税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

おはようございます。

第46号議案、豊能町税条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の2ページ、税条例の概要資料及び新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、地方税法の改正に伴い、本町の税条例において所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、まず寄附金控除の控除対象の見直しでございます。これは所得税において特定公益増進法人などに対する寄附金の控除及び特別控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかなる者が除外されたことに伴い、個人町民税においても同様の改正を行うものでございます。

次に、特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制が所得税において拡充及び適用期限が延長されたことに伴い、個人住民税においてもその内容の拡充及び令和9年度分の個人町民税分まで期限を延長するために改正するものでございます。

次に、個人町民税の均等割、所得割の非課税限度の算定における扶養親族について、その範囲を16歳の者及び控除対象扶養親族とする範囲の明確化と文言整理を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日は、寄附金控除及び医療費控除に係るものが令和4年1月1日、均等割所得割に関するものが令和6年1月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議いただ

き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第4「第47号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

おはようございます。

それでは、第47号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書5ページから9ページ、概要説明書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。第5条第2項及び第38条を削除します。次に第62条第1項で、特定教育・保育施設、地域型保育事業者または特定子ども・子育て支援者へ、この条におきましては後段、特定教育・保育施設等としていますが、これらの施設の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成保存等について電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものです。

次に第62条第2項で、特定教育・保育施設等を利用する保護者の利便性向上や、特定保育・教育施設等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定



されるものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものです。

その他関連する規定の整備を行っております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第5「第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、第48号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件について御説明させていただきます。

議案書10ページをお開きください。

豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

提案理由ですが、浄化槽の設置及び管理について、下水道計画区域外の既存住宅等における浄化槽が対象であることを明確化するものでございます。

概要説明資料及び新旧対照表も併せて御覧ください。

改正の理由といたしましては、本条例は町民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的といたしまして、下水道計画区域外での合併処理浄化槽を設置する際に、本町がその整備費用の10%を受益者から負担金として徴収して整備し、設置後は町民から使用料を徴収して維持管理することを定めたものでございます。この下水道計画区域外の高山地区におきましては、くみ

取り便槽や単独浄化槽を設置している建物を想定して制定されたものでございます。

現行の条例ですが、高山地区に事務所、公民館、小学校等ありまして、条例には建物の用途や規模、そういったものの制限が盛り込まれておりませんでした。このため現行のままでは住宅以外の店舗や大規模施設など本来の目的から外れた施設への設置についてもその費用の90%を町が負担することになってしまうことから、制度の対象を既存の住宅とするなど明確にするものでございます。

主な改正の内容につきましては、新旧対照表と一緒に御覧ください。

まず第2条につきましては、第2条中第2号を第3号とし、同条中住宅を住宅等に改め、同項第1号の次に第2号として、対象となる建物用途を住宅等に限定することを付け加えるものであります。また、第3条での設置の対象で、浄化槽の規模、処理区域なども付け加えております。現行の第7条につきましては第8条とし、同条中公認を指定に改めるものであります。現行の第10条につきましては第11条とし、同条中第8条を第9条に改めるものでございます。現行の第20条につきましては第23条とし、第19条を第22条とし、同条中第8条を第9条に、第13条を第14条に改め、第19条の次に施設浄化槽の寄附として第20条第1項で10人以下の施設浄化槽を所有している者は寄附を申し出ることができることや、第2項で町が寄附を受ける際にはその施設浄化槽が適正なものかどうかを審査すること、また第3項で、その寄附を受けた浄化槽は本条例の規定を適用することを付け加えるものであります。また、浄化槽の移設として、第21条第1項で、自己都合により既設の浄化槽の移設等をする場合には町と協議をすることが必

要であるということや、第2項で協議に基づく浄化槽の移設等に要した費用は当該住宅等の所有者の負担とすることなども付け加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第6「第49号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

おはようございます。

それでは、第49号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書14ページ及び条例の概要資料を併せて御覧ください。

本件につきましては、健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、産科医療補償制度の掛金の見直しに伴い、出産育児一時金の支給率を引き上げ、現行の支給総額の維持をするものでございます。

次に、世帯に未就学児である被保険者がおられる場合の当該世帯の世帯主に対して付加する被保険者均等割について、その5割を軽減する措置を講じるものでございます。

施行期日につきましては、出産育児一時金については令和4年1月1日から、均等割額の軽減については令和4年度の保険料から適用するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第7「第50号議案 豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第50号議案、豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件について御説明させていただきます。

議案書18ページをお開きください。

豊能町都市計画事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由ですが、下水道普及率がおおむね100%となり普及促進の役割を終えたことから、受益者負担金における前納報奨金制度を廃止するものでございます。この前納報奨金制度ですが、分納が原則の受益者負担金について一括して納めていただく場合に、報奨金を交付して負担金を軽減していくものでございます。

主な改正の内容につきましては新旧対照表を御覧ください。

第7条を削除し、第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第8「第51号議案 指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

それでは、第51号議案、指定管理者の指定につきまして御説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。

本件につきましては、豊能町立スポーツセンターシートスの現行の指定管理期間が今年度末で終了することから、来年度以降も地方自治法第244条の2第3項の規定による管理を行わせる者を指定したいので、同条第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、豊能町立スポーツセンターシートスの指定管理者を選定するものです。施設名は豊能町立スポーツセンターシートス。指定管理者の免許名称はTAC・日本管財共同事業体。代表団体は、住所、東京都中野区中野2丁目14番16号。名称、株式会社東京アスレティッククラブ。代表者の氏名、代表取締役正村宏人氏であります。構成団体は、住所、兵庫県西宮市六湛寺町9番16号。名称、日本管財株式会社。代表者の氏名、代表取締役福田慎太郎氏であります。指定管理期間、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。本指定につきましては、9月に公募を行い、豊能町立スポーツセンターシートス指定管理者選定委員会で審査を行った結果、当団体が適正であると認められましたので、次期指定管理者としてお認めいただきたく上程させていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします

○議長（管野英美子君）

日程第9「第52号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第52号議案、豊能町農地及

び農業用施設災害復旧事業の施行についての件について御説明させていただきます。

議案書21ページをお開きください。

土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第87条の5第1項の規定により、豊能町へ土地改良事業を施行することについて議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、令和3年8月13日から14日までの豪雨により被災しました農地及び農業用施設、今回の場合は水路に当たりますが、その災害の復旧事業を施行するために土地改良法第87条の5第1項の規定に基づき応急工事計画を定めて議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、22ページをお開きください。まず1、事業名といたしまして、令和3年8月13日から同月14日の豪雨による災害復旧事業でございます。2、総事業費は483万円でございます。3、事業施工場所といたしましては、豊能町高山135番ほか2件の計3件で、うち農地が2件、水路が1件でございます。4、事業期間は令和3年12月から令和4年6月までとするものでございます。5、事業内容は、令和3年8月豪雨により被災した農地、畦畔を含みます。及び農業用施設、水路の復旧を行い、従前の効用を回復するものでございます。

なお、今回の農地及び農業用施設災害の査定については、10月26日に国の査定のほうをもう受検済みでございまして、おおむね計画どおり認められているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第10「第53号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件」

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

おはようございます。

それでは、第53号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億9万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億8,711万6,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして繰越明許費の補正でございます。6ページの「第2表 繰越明許費補正」に記載のとおりでございます。戸知山周辺整備事業につきましては、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

ふたば園施設整備事業及び耕地災害復旧事業、公園施設災害復旧事業につきましては、この補正予算に計上している事業でございますが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

次に、第3条といたしまして地方債の補正でございます。7ページの「第3表 地方債補正変更」に記載のとおりでございます。11. ふたば園施設整備事業債につきましては、ふたば園の屋根、外壁などの改修に係る事業費が増額になったことに伴い、補正するものでございます。

15. 公園施設災害復旧事業債につきましては、事業費が増額となったことに伴い、補正するものでございます。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。なお、今回の補正につきましては4月の人事異動に伴う人件費の補正を行っております。人件費事業につきましては説明を省略させていただきますので御了承願います。

最初に歳出について御説明申し上げます。18ページをお開きください。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の7. 基金管理事業、財政調整基金積立金でございますが、前年度繰越金を全額積み立てるものでございます。

目6・企画費、5. 地域公共交通促進事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた公共交通事業者に対し助成を行うものでございます。

次に、21ページをお開きください。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の2. 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、人件費及び給付費に係る費用を国民健康保険特別会計へ繰出するものでございます。

同じく7. 障害者自立支援事業でございますが、障害者自立支援給付費の増加に伴い扶助費を補正するものでございます。

同じく11. 障害児福祉事務事業でございますが、障害児通所サービス給付費の増加に伴い扶助費を補正するものでございます。

次に、22ページをお開きください。

15. 子育て世帯臨時特別給付金給付事業でございますが、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

同じく16. 障害者・障害児通所事業所および相談支援事業所新型コロナウイルス感染症対策支援事業でございますが、町内

の障害者・障害児通所事業所及び相談支援事業所が新型コロナウイルス感染症対策を行う費用を助成するものでございます。

次に、目2・老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でありますが、人件費の減額に伴い、介護保険特別会計への繰出金を減額するものでございます。

同じく10. 介護サービス事業所支援事業でありますが、町内の訪問看護事業所などが新型コロナウイルス感染症対策を行う費用を助成するものでございます。

次に、目8・未熟児養育医療助成費の1. 未熟児養育医療給付事業でありますが、未熟児養育医療給付費の増加に伴い扶助費を補正するとともに、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

次に、目9・後期高齢者医療費の1. 後期高齢者医療特別会計繰出金事業でありますが、後期高齢者医療広域連合への負担金に係る費用を後期高齢者医療特別会計へ繰出するものでございます。

24ページをお開きください。

項2・児童福祉費、目3・児童措置費の2. 児童手当支給事業でありますが、制度改正に伴う児童手当システムの改修に係る費用を補正するものでございます。

25ページを御覧ください。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費の2. 保健衛生推進事業でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により負担が増大した豊能広域こども急病センターへの負担金を補正するものでございます。

同じく3. 国民健康保険特別会計診療所施設勘定繰出金事業でありますが、人件費に係る費用を国民健康保険特別会計診療所施設勘定へ繰出するものでございます。

26ページをお開きください。

次に、目2・予防費の2. 成人健康増進

事業でございますが、法改正に伴う健康管理システムの改修に係る費用を補正するものでございます。

同じく4. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、ワクチン接種に係る業務委託料などの費用を補正するものでございます。

次に28ページをお開きください。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費の3. 農業振興事業でございますが、農地の集積・集約に御協力をいただいた農家への協力金を補正するものでございます。

次に、31ページをお開きください。

款8・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費の3. 下水道事業特別会計繰出金事業でございますが、人件費に係る費用を下水道事業特別会計へ繰出するものでございます。

次に、款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の2. 学校園管理事業でございますが、小中一貫校開設に伴う校務システムの改修に係る費用を補正するものでございます。

同じく5. 学校教育充実事業でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、スクールサポートスタッフの派遣に係る費用を補正するものでございます。

次に、33ページをお開きください。

項3・中学校費、目1・学校管理費の2. 中学校管理事業でございますが、小中一貫校開設に伴う給食用容器の購入費用及び安否確認装置導入に係る負担金を補正するものでございます。

34ページをお開きください。

項4・幼稚園費、目1・幼稚園管理費の4. ふたば園管理事業でございますが、老朽化したふたば園の屋根、外壁などの改修に係る費用を補正するものでございます。

次に、36ページをお開きください。

項6・保健体育費、目1・スポーツ振興費の3. シートス管理事業でございますが、シートスの休館中における維持管理や感染予防対策に係る経費について助成を行うものでございます。

37ページを御覧ください。

款11・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費、目1・耕地災害復旧費の1. 耕地災害復旧事業でございますが、令和3年8月豪雨で被災した農地や農業用施設の復旧工事に係る費用を補正するものでございます。

項2・公共土木施設災害復旧費、目2・公園施設災害復旧費の1. 公園施設災害復旧事業でございますが、光風台6丁目緑地の災害復旧に係る費用などを補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入ります。11ページへお戻りください。

款14・分担金及び負担金、項2・分担金、目1・災害復旧費分担金は、歳出のところで御説明申し上げました耕地災害復旧事業に係る分担金でございます。

款16・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉総務費国庫負担金の1. 国民健康保険基盤安定繰入金国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました国民健康保険特別会計へ繰出に係る国庫負担金でございます。

同じく2. 障害者自立支援給付費等国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました障害者自立支援事業の給付に係る国庫負担金でございます。

同じく3. 障害児施設措置費給付費等国庫負担金でございますが、歳出のところで

御説明申し上げました障害児通所支援等事業の給付に係る国庫負担金でございます。

次に、節3・未熟児養育医療助成費国庫負担金の1. 未熟児養育医療費国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました未熟児養育医療の給付に係る国庫負担金でございます。

次に、目3・衛生費国庫負担金、節1・予防費国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたワクチン接種に係る国庫負担金でございます。

12ページをお開きください。

項2・国庫負担金、目1・総務費国庫負担金、節4・企画費国庫負担事業でございますが、歳出のところで御説明申し上げました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、公共交通事業者の助成に係る国庫補助金でございます。

次に、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉総務費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、こちらも同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、町内の障害者・障害児通所事業所及び相談支援事業所の助成に係る国庫補助金でございます。

次に、節3・児童措置費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げた児童手当システム改修に係る国庫補助金でございます。

次に、節4・老人福祉費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました町内の訪問看護事業者等に対する助成に係る国庫補助金でございます。

次に、目3・衛生費国庫補助金、節1・予防費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げた健康管理システム改修に係る国庫補助事業でございます。

次に、目5・教育費国庫補助金、節6・スポーツ振興費国庫補助金でございますが、

歳出のところで御説明申し上げましたシートスの休館中の助成に係る国庫補助金でございます。

次に、目9・災害復旧費国庫補助金、節1・公共土木災害復旧費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました公園施設災害復旧事業に係る国庫補助金でございます。

13ページを御覧ください。

款17・府支出金、項1・府負担金、目2・民生費府負担金、節1・社会福祉総務費府負担金、1. 国民健康保険基盤安定繰入金府負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました国民健康保険特別会計へ繰出に係る府負担金でございます。

同じく2. 障害者自立支援給付費等府負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました障害者自立支援事業の給付に係る府負担金でございます。

同じく3. 障害児施設措置費給付費等府負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました障害児通所支援等事業の給付に係る府負担金でございます。

次に、節3・未熟児養育医療助成費府負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました未熟児養育医療の給付に係る府負担金でございます。

次に、節4・後期高齢者医療費府負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました後期高齢者医療特別会計への繰出金に係る府負担金でございます。

項2・府補助金、目5・農林水産業費府補助金、節2・農業振興費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました農家への協力金に係る府補助金でございます。

目8・教育費府補助金、節1・事務局費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたスクールサポートス

タッフの派遣に係る府補助金でございます。14ページをお開きください。

目9・災害復旧費府補助金、節1・耕地災害復旧費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました農地や農業用施設の復旧工事に係る府補助金でございます。

款20・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として6,709万9,000円を減額するものでございます。

15ページを御覧ください。

款21・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金でございますが、前年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

款22・諸収入、項3・雑入、目3・雑入でございますが、後期高齢者医療定率負担金の精算に伴うものでございます。

款23・町債でございますが、15ページから16ページにわたっておりますが、7ページの「第3表 地方債補正変更」で申し上げたとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算に係る説明とさせていただきます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第11「第54号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

それでは、第54号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）について説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,

1 3 2 万3, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 8 億2, 3 8 2 万4, 0 0 0 円とするものでございます。

それでは、今回の補正の主なものにつきまして、歳出より御説明いたします。

7 ページをお開きください。

款 1 ・総務費、項 1 ・総務管理費、目 1 ・一般管理費の 2. 国民健康保険事務事業の業務委託料は、未就学児の均等割を軽減する制度改正への対応等のため、システムを改修するものでございます。

8 ページ及び 9 ページを御覧ください。

款 2 ・保険給付費、項 1 ・療養諸費、目 1 ・一般被保険者療養給付費、次の項 2 ・高額療養費、目 1 ・一般被保険者高額療養費、9 ページの項 4 ・出産育児諸費、目 1 ・出産育児一時金につきましては、それぞれ一般被保険者療養給付、一般被保険者高額療養給付及び出産育児一時金給付に係る費用が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものでございます。

歳出は以上です。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページへお戻り願います。

款 5 ・府支出金、項 1 ・府補助金、目 2 ・保険給付費等交付金は、先ほど歳出で御説明申し上げました療養給付費、出産育児一時金等に要する費用として交付される普通交付金及びシステムの改修費に要する費用として交付される調整交付金でございます。

下段の款 6 ・繰入金、項 1 ・他会計繰入金、目 1 ・一般会計繰入金は、保険料軽減等に要した費用について、国・府・町の負担分として一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金と、人件費の減額に伴い職員給与費等繰入金の減額と、先ほど歳出で申し上げました出産育児一時金の町負担分として一般会計からの繰入金でございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第 1 2 「第 5 5 号議案 令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第 3 回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

第 5 5 号議案、令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第 3 回）について、御説明させていただきます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 3 1 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億1, 6 5 8 万5, 0 0 0 円とするものでございます。

それでは、今回の補正の内容につきまして、歳出から御説明いたします。

7 ページをお開きください。

款 1 ・総務費、項 1 ・総務管理費、目 1 ・一般管理費の 4 3 1 万円は、人事異動に伴う所要額等につきまして給与費を補正するものです。

歳出は以上です。

次に、歳入の説明をいたします。

6 ページを御覧ください。

款 4 ・繰入金、項 1 ・繰入金は、先ほど歳出で御説明申し上げました人件費につきまして、一般会計から繰り入れするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）



日程第13「第56号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

第56号議案、令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ83万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,035万5,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正の内容につきまして、歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金は、本町が徴収した保険料に相当する額を後期高齢者医療広域連合に納める納付金について増額するものです。

歳出は以上です。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページを御覧ください。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目2・保険基盤安定繰入金は、先ほど歳出で御説明いたしました広域連合への納付金の財源とするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第14「第57号議案 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

第57号議案、令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）について説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,886万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ24億4,316万2,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして、歳出より説明いたします。

9ページをお開きください。

9ページの款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費、ここから14ページの目5・任意事業費までの各費目は、人事異動等に伴う人件費の補正及びそのことによる財源振替を行うものでございます。

15ページを御覧ください。

款5・基金積立金、項1・基金積立金、目1・介護給付費準備基金積立金、1億372万3,000円は、令和2年度の介護保険料余剰分を基金に積み立てるものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページにお戻りください。

6ページの款1・保険料から8ページ、款6・繰入金までの各費目は、先ほど歳出で説明いたしました人事異動に伴う給与費の補正により財源振替を行うものでございます。

8ページの款8・繰越金、項1・繰越金、1億371万5,000円につきましては、令和2年度決算における繰越金で、歳出で説明いたしました基金積立の財源とするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第15「第58号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1

回)の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長(坂田朗夫君)

それでは、第58号議案、令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算(第1回)の件につきまして御説明させていただきます。

お手元の補正予算書1ページを御覧ください。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ825万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,184万5,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正について、歳出から御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

まず、款1・下水道費、項1・下水道管理費、目2・下水道維持管理費の70万円の増と、次の8ページの目1・下水道整備の755万円の増であります。これはいずれも4月の人事異動に伴う人件費の補正による増でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明させていただきます。

6ページにお戻りください。

款5・繰入金、目1・一般会計繰入金につきましては、歳出で申し上げたとおり、人事異動に伴う人件費の補正による増額でございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(管野英美子君)

日程第16「第59号議案 動産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太郎君)

おはようございます。

それでは、第59号議案、動産の取得についてを御説明申し上げます。

追送いたしました議案書の1ページをお開きください。

本件は、イントラネット用パソコン端末などの取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する動産の買入に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページを御覧ください。

1、取得する動産、イントラネット用パソコン端末など一式。2、契約金額、2,788万8,080円。3、契約の相手方、大阪中央区備後町2丁目6番8号、扶桑電通株式会社関西支店、執行役員支店長北拓兒。4、契約の方法、指名競争入札でございます。

なお、本件は15者を指名したところ13者が辞退し、2者が応札いたしました。予定価格は消費税込みで2,994万7,500円。落札率は93.1%でございました。納期は、議会の議決の翌日から令和4年3月25日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(管野英美子君)

これより、本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

提案理由の説明は以上で終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、12月7日午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前10時34分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第45号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第46号議案 豊能町税条例改正の件
- 第47号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件
- 第49号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第50号議案 豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件
- 第51号議案 指定管理者の指定について
- 第52号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第53号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件
- 第54号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 第55号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件
- 第56号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
- 第57号議案 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 第58号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件
- 第59号議案 動産の取得について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 5番

同 7番